

## <6.(侵害とみなす行為等)関連>

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 侵害と見なす行為等関連】

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

意見:(115)(116)(117)(118)(119)について

反対です。4年もの間音楽レコード(CD)の  
還流防止がとられるなんてあまりにも長すぎます。

どんなに長くても半年が限度です。  
その間に少ない自分の自由になるお金をやりくりして  
買いたいCDを買う事を楽しみにする事が十分可能で  
耐えられる時間の限度です←半年が。

買いたい(このCD)!と思っても4年も待つなんて  
音楽を聞くことを楽しみにしてるものとしては  
許せません。

またこの措置によって輸入盤を買う事で聞くことが出来た  
もの(自分の場合は、クラシック音楽のCDですが)が  
4年もの間止められてしまうのも恐れています。

これ以上音楽を聞く楽しみを奪わないで下さい。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 侵害と見なす行為等関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話: [REDACTED]

意見: (115)について

音楽レコードの還流防止措置の対象を、国内で最初に固定したるものに限定する  
など法律上邦楽レコードのみに限定すべきである。  
曖昧な条文によって、そもそも目的であるはずの、邦楽レコードの保護以外の  
著作物の輸入の障害になるような可能性を残すべきでない。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 「著作権法改正要望事項について【6. 侵害とみなす行為等】」

御氏名及び御所属  
[REDACTED]

御住所及びお電話番号  
[REDACTED]

御意見

商業目的で著作物を複製し販売した場合(いわゆる海賊版)。音楽CDの逆輸入は著作権者に利益が還元されていれば問題ではない。

「著作権法改正要望事項について【6. 侵害とみなす行為等関連】」

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話: [REDACTED]

意見: (115) 「音楽レコードの還流防止措置の対象を、国内で最初に固定したものに限定するなど法律上邦楽レコードのみに限定」について

まず、この一点を明確にするべきです。環流防止が法改正の目的であるとするなら、それで充分である筈です。

当初の法改正の目的とは関係なく、いわゆる洋楽レコード輸入盤の輸入規制にこの法

律が用いられるとするなら、それは、我々洋楽を中心として音楽を聴いている消費者

の目には、市場独占を望む国内のレコード会社に法の抜け穴探しをする余地を文化庁

が自ら与えたものであると映るでしょう。

(116) 「音楽レコードの還流防止措置の対象期間の法律上の上限を6ヶ月に短縮」について

「短縮」自体には賛成ですが、「6ヶ月」でも長すぎます。20日から45日の範囲で充

分であると考えます。

ほとんどの新作レコード(ヒットレコードほど)、その発売開始より一年間の紛糾り上

げの九割いどを、最初のひと月で売り上げると言われています。これは消費者、小

売業者とともに、新作への需要が最初のひと月ほどに集中するということでもあり、そ

の間、商品が国内に入ってきたくなるというのは、消費者、小売業者ともに非常に

大きな不利益を強いられることになります。

国内のレコード会社の利益を守るためにこの法改正を行ったのだとしても、ひと月以

上の輸入規制はいくらなんでも過剰保護であり、これも国内レコード会社の市場独占

のための布石となるものであると考えます。

ましてや、規制帰還が一年以上に及ぶとなれば、その時間的猶予を利用して、国内レ

コード会社は国内盤を廃盤にし、また再発する事を繰り返すことで、実質的に「新

作」を出し続けることが出来、同一内容であればレコードの品番やパッケージングが

異なっても規制の対象となる法の抜け穴を利用して、永続的に対象のレコードを輸入

規制する。即ち実質的に市場を独占出来るという事情があります。

この観点からも、規制は短いに越したことはなく、4年とか7年だとかいう規制期

間は、即ち半永久的に輸入禁止という状況に繋がる含みすらあるのです。

(117) 「音楽レコードの還流防止措置を時限的措置とすべき」について

上記(116)について書いたように、時限的措置とすべきであるし、その期限も短くあ

るべきです。

(118) 「国外発布目的商業用レコードの発行された後に同一の国内発布目的商業用レ

コードが発行されることになった場合において、国内発布目的商業用レコードの発行

前に輸入され、又は発布目的で所持されているものについては侵害とみなさない」に

ついて

そうあるべきだと考えます。

洋楽はその性質上ほとんどが国内盤が出るのが遅くなる訳で、それより先に輸入盤を

輸入した業者が法に抵触したとして罰則を受けることになるとするなら、レコードの

輸入や輸入レコードの販売そのものが犯罪行為すれすれの境目を歩くリスクなもの

になってしまいます。武器や一部の薬品ではあるまいし、道義上、何の問題もない品

物を扱っている良心的な業者にこのようなリスクを負わせるべきではありません。

文化庁がこれを侵害であるとみなすとすれば、ここでもまた、このような規制項目を

設けることで、輸入盤を扱う業者自体が萎縮し、レコード輸入や輸入盤販売そのもの

を自動的に手控えることを期待した国内レコード会社に法の抜け穴をわざわざ文化庁

が用意することに他ならないと考えざるを得ません。

(119) 「他の著作物等についての還流防止措置創設には慎重であるべき」について

これも当然そうあるべきです。

今回の環流盤防止措置に関して、多くの音楽愛好家は大変心を痛めてきました。

本来の法改正の目的である環流防止措置以上のことが出来る法を作製した文化庁の態

度については、環流盤防止にかこつて市場独占を自慢する国内レコード会社のお先棒

を担いだ、という批判の声があがっています。

このようなことが繰り返されるべきではありませんし、上記のような批判が正しくな

いとするなら、文化庁は、法改正の本来の精神に従い、市場独占に繋がりかねない拡

大解釈を許さない、限定的で明確な法制定を目指すべきであると考えます。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 「著作権法改正要望事項について【6. 侵害とみなす行為等関連】」

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話: [REDACTED]

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

(115)に関して: これは絶対に守っていただきたいと思います。法に触れるプロダクト(ここでは海賊盤のCD)以外を規制する権利は、あなた方にはないと考えます。

(116)に関して: 正直、半年はとても長いと感じてしまいます。1ヶ月くらいが望ましいです。

(117)に関して: 賛成です。きちんと明文化していただかなければ困ります。

(118)に関して: 絶対に、これは実行していただきたいと思います。絶対にです。輸入盤の発売日の早さ、また値段の安さに引かれ、CDを買う者は、私を含めて沢山います。これをも侵害してしまえば、顧客離れを引き起こし、日本の音楽産業はさらに衰退の一途を辿るでしょう。たぶん、みなiTMSやMSNの音楽配信サービスに流れていくことは容易に想像されます。

(119)に関して: これも、言うまでもないことだと思います。わが国の文化、ひいては海外カルチャーの発展のために。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 「著作権法改正要望事項について【6. 関連】」

[REDACTED]  
意見

6. 侵害とみなす行為等  
還流防止措置

(115) 音楽レコードの還流防止措置の対象を、国内で最初に固定したものに限定するなど法律上邦楽レコードのみに限定

邦楽レコードのみに限定することに賛成。  
日本国内レコード会社がリリースする海外アーティストの音源は曲数・ブックレットなどの仕様もオリジナルとは異なるし、音質も違う。また、輸入盤全体が減ることによって、今まで（当初は）国内レコード会社が取り扱わなかったアーティストに接する機会が激減する恐れがある。

(116) 音楽レコードの還流防止措置の対象期間の法律上の上限を6ヶ月に短縮することに賛成。  
CD1タイトルあたりの寿命は年々短くなってきており、6ヶ月でも十分に法益は守られる。

(117) 音楽レコードの還流防止措置を時限的措置とすべき。  
時限的措置とすることに賛成。  
音楽レコード・CD 자체が歴史的役割を終えつつあり、CDプレス業者も日本から海外に既にシフトしている。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>  
cc:  
件名: 「著作権法改正要望事項について【6. 関連】」

文化庁長官官房著作権課 法規係

著作権法改正要望事項について、以下のとおり意見を表明します。

氏名 [REDACTED]  
所属 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
電話番号 [REDACTED]

(115)について  
邦楽以外のレコードを颁布目的以外で個人輸入しようとした場合でも  
税関等では見分けがつかず、著作権法に抵触と判断され、  
すべての音楽レコードが没収されるのではないかという懸念がある。  
また邦楽レコード以外の還流防止措置は諸外国からの  
文化規制につながる恐れがあると思う。

(116)について  
還流防止措置の対象期間が長期間続くことは  
消費者の利益にとって好ましくないばかりか  
日本の音楽業界の発展への障害になりかねないと思う。  
対象期間は発売から6ヶ月が著作権者・消費者の双方にとって  
妥当な期間だと思う。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>  
cc:  
件名: 「著作権法改正要望事項について【6. 関連】」

氏名: [REDACTED]  
所属: (会社、学校もしくは職業) [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]

意見(116)について  
6ヶ月より長くする必要性がわからない。  
還流防止以外の意図があるのではないかと安易に思われるには  
納得できる理由を提示しきれてないからだと思う。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>  
cc:  
件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名: [REDACTED]  
所属: (会社、学校もしくは職業) [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]  
意見(115)について

法律上邦楽レコードのみに限定を希望  
還流防止措置が設立するにあたっての動機が国内盤の還流のみ  
制限したことだったはずなのに、結果的に国外のものも対象にな  
なってしまったことに対して文化庁の方はどうお考えなのだろうか?  
そのことに對するアクションが見えない限り、『誤解』されても  
しかたがないだろう。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp  
cc:  
件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]  
意見(115) 還流防止措置についての意見です。  
この還流防止措置から洋楽は除外すべきだと思います。  
洋楽の多くは全世界で流通販売されており、  
これを規制することは自由貿易に反するものだと思います。  
邦楽は国内における消費が主であり  
還流盤は国内流通に打撃を与えることにより  
利益の出辛い売上枚数の少ないものを販売できなくなるのではないかと思います。  
日本の音楽文化の広がりを妨げるものであると考えます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 侵害と見なす行為等関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に關しまして、以下の通り意見を表明させていただきます。

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

意見: (109)について

輸入レコードに關しまして、国内で発行された日から4年後と設定されておりますが、「2003年・邦洋アルバムに見るオリコン週間売上推移」によると、国内盤の売り上げ総枚数の殆どが2ヶ月半ほどの間に売れてしまっている事を考えれば、4年でも非常に長いという印象を持ちます。

輸入盤を目当てにするユーザーを牽制するためにも時間を空ける必要はあると思いますが、それにより、市場が中古盤市場に飲み込まれてしまうことも考えれば、長すぎる事も危険性を伴うのではないかと思います。

安価な輸入盤目当てのユーザーと安価な中古盤目当てのユーザーを両方牽制するには、3ヶ月から半年が妥当ではないかと思われます。

ご検討下さいよう、よろしくお願ひいたします。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名: [REDACTED]  
所属: (会社、学校もしくは職業) [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

意見 (117)について

音楽レコードの還流防止措置を時限的措置とすべきそもそも還流防止処置自体反対なのだが、それを差し引いたとしても全く還流を阻止するのではなく、ある余地は残しておくべきだと思う。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>  
cc:  
件名: 著作権法改正要望事項について【6関連】

「政令で定める期間」は、最大でもレコードの発売開始から6ヶ月とし、権利者が適用を申請する時に、6ヶ月を超えない範囲で任意に指定できるものとするべき。  
日本盤にせよ、輸入盤にせよほとんどが売り上げは発売から数カ月の期間が売り上げのピークと思われる為。  
それ以上期間を長く設けても、日本盤の売り上げにはほとんど影響はないと思います。  
無闇に輸入盤の販売を禁止するような事をすれば、余計に不正なルートから輸入されてしまうような事も考えられなくないと思います。  
消費者から輸入盤を選ぶか日本盤を選ぶかの権利を奪うような結果になってほしくはないです。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>  
cc:  
件名: 「著作権法改正要望事項について【6. 侵害と見なす行為等関連】 文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話: [REDACTED]  
意見: (115),(116),(117),(118),(119)について

音楽をもっと知ってください。事実をもっと調べてください。輸入権適応が無意味であると分かるはずです。輸入権適応、断固反対です。

平成16年10月12日

文化庁 長官官房著作権課 法規係 御 中

## 著作権法施行令の改正に対する意見（6. 侵害とみなす行為等関連）

著作権法改正要望事項に対し、次のとおり意見を表明します。

氏名 [REDACTED]  
職業 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
電話 [REDACTED]

## 意見 1. (115) について

この法律の施行目的が「日本国内で生産された著作物、または日本国内で独占的に発布できる旨のライセンス供与された外国著作物の知的財産の保護」にあるとすれば、本法で保護されるべき知的財産の対象は、日本国内の法人又は著作権者が、その著作権を有する音楽著作物に、「厳密に」限るべきであり、これ「以外の」音楽著作物を輸入することが、この法律の施行により妨げられない旨を明記すべきである。

## 2. (116) (117) について

この法律の施行により、国民が音楽著作物という商品を、選択して購入するという自由が妨げられることになるため、その自由の制限は、可能な限り小さくするのが相当である。  
けだし、(116)における音楽レコードの還流防止措置による事実上の輸入禁止措置期間を4年という長期とするのは、音楽業界の収益を確保するというにはあまりに保護を与えすぎ、国民の利益との均衡を失するものである。

この期間は3ヶ月から6ヶ月程度に短縮するのが望ましいと考える。

また、同趣旨により、本法は時限立法とするか、平成17年1月1日施行後の本法の適用状況を見て、相当な時期（施行後1年程度が望ましい）に専門の委員会を設け、本法の見直しをするべきである。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

件名: 2004年10月8日 著作権法改正要望事項に対する意見募集について

<氏名・所属>  
[REDACTED]<住所・電話番号>  
[REDACTED]

&lt;意見&gt;

2004年10月8日 著作権法改正要望事項に対する意見募集について

## 「6. 侵害とみなす行為等」

## ○還流防止措置

(115) 還流防止措置の対象を、法律上邦楽レコードのみに限定する様、明文化することに賛成します。

・理由 邦楽レコードについて、国内と国外との販売価格が大幅に違うことから、レコードの還流問題が議論されるようになってしまった上で、元々輸入洋楽レコードは論議の対象では無いからです。邦楽レコードと、輸入盤洋楽レコードについて同じ措置を取るのはおかしなことだと考えます。

(116) 音楽レコードの還流防止措置の対象期間の法律上の上限を6ヶ月に短縮することに賛成します。

・理由 邦楽レコードの売上推移について、発売日から10週以内に売上のほぼ90%を既に売り上げてしまつており、還流防止措置としての上限が7年は長すぎると考えます。HMVジャパン株式会社の意見には説得力があると思いますし、逆になぜ7年もの長期間にわたる必要があるのか質問したいほどです。

参考資料 「2003年・邦洋アルバムに見るオリコン週間売上推移」  
参考URL: <http://publiccomment.seesaa.net/pdf/2003j-pop.pdf>

## (117) 音楽レコードの還流防止措置を時限的措置とすることに賛成します。

・理由 還流防止措置とは、国内レコードの国際的販売競争力に関する問題ですから、販売競争力を増す措置を探るというのであれば、当然以後の状況を監視し、どのように文化の保護に寄与したのかを確認するべきだと思います。結果的に効果が出ていないのであれば、措置に意味は無かったとして他の方法を考えなくてはならないと思います。

以上

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>  
件名: 著作権法改正要望事項について【6. 開通】

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

氏名: [REDACTED]  
所属: (会社、学校もしくは職業) [REDACTED]  
(本意見者は個人の見解であり、組織とは無関係である。)  
住所: (非公開) [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]  
意見: (115) (116) (117) (118) (119)について

国内盤のアジアからの還流防止を目的とした著作権法の改正に、  
下記の理由により反対する。

1: 海外（欧米）輸入盤の輸入が制限を受ける可能性がある。

- 輸入を制限した場合、消費者のCD盤購入の下記の選択肢が減り、  
音楽流通市場の縮退を招く結果になる可能性がある。
  - 海外では発売されるが国内では発売されない盤がでてくる。
  - 可能性があり、その盤を聴きたくとも聴けない消費者ができる。
  - 値段が安く流通している輸入盤を購入するか、ボーナストラックや  
ブックレット、解説が充実している国内盤を購入するか、という  
選択肢が減る。

付帯決議において上記については記述されているが、  
法的拘束力がない決議のみをし、欧米盤への法適用の  
可能性を残したことには極めて深刻な事実であり、  
還流防止関連の法改正について、早期の再改正、廃止を  
すべきであるというのが私の見解である。

2: 海外CD盤輸入業者／販売店への打撃。

アジアよりのCD還流防止のための税關におけるCDのチェックの  
厳格化により、還流盤以外のCDの輸入に多大な時間とコストを  
要することとなる。そのことが業者や販売店のCDカタログ数の  
減少、売り上げ減少を招く可能性がある。

著作者の利益、音楽業界からの著作者への利益還元が法改正の  
目的とされているが、本改正はむしろその二つに  
固執するがゆえに、音楽市場、ひいては日本の音楽文化全体の  
縮退を招きかねないというのが個人的見解である。  
業界の沈滞化を招けば、最終的には音楽業界全體の不利益、  
そして音楽業界が利益を還元すべき著作者への不利益を招くこと  
になる。

以上、アジアからの国内盤還流防止を目的とした法改正について、  
上記理由につき反対し、早期の再改正、本項目の廃止を求めるものである。

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話: [REDACTED]  
意見: (115),(116),(117),(118),(119)について

輸入盤に関して現状のまま店頭での販売の存続を強く望みます。

理由はネット配信が普及しつつある現在において、輸入盤を禁止することはあまりにも効果がない。

また輸入禁止期間を1~2ヶ月の間またはそれ以下に短縮することを強く望みます。  
新譜が発売されて売上が望めるのは発売後1~2ヶ月の間、でそれを過ぎるとその作品  
の売上の伸びはあまり期待できず、輸入版を望んでる人には1~2ヶ月でも苦痛以外何に  
もない長さ。

保護の対象を新譜と今まで発売された旧譜を一緒にしたいでほしい。  
それとこれとはまた別なのだから。またそれはおかしく、今回の法案は還流版を防ぐという  
目的から、輸入版をはいってくるのを阻止する事が目的になってる物と思えてしようがない。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp  
件名: 著作権法改正要望事項について【6. 開通】  
cc:

氏名: [REDACTED]  
職業: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]

意見:  
・輸入禁止期間について、6ヶ月もあれば十分だと思います。  
この輸入禁止がCDの還流防止のための措置であるとすれば、邦楽ヒットアルバムの場合、約2年の期間を見たとき、6ヶ月間で90%以上を売り上げている、というデータがあります。対して、4年という期間には根拠が見当たりません。  
・日本国内で生産していない、または販売中止になったCDについては輸入禁止の対象外としていただきたくお願いします。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp  
件名: 著作権法改正要望事項について【6. 開通】  
cc:

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]

意見: (112) (113) (114) について

機器又はプログラムの開発によって著作権等を侵害する行為に用いられる可能性を完全に排除できない場合に帮助犯として刑事罰の対象とされる恐れを否定できず、新規の技術開発を著しく萎縮させる問題が現実に生じている。このような現象は日本に特有であり、新規の技術開発を保護する規定を定める事が緊急に求められています。  
よって中立的な行為を保護する為、«(112) 著作権の侵害行為に間接的に関与する行為を、一定の場合に侵害とみなす。»と«(113) 技術的保護手段回避装置・プログラムの「頒布者」に対する差止請求権の創設。»に反対し、«(114) 著作権を侵害する行為に用いられる可能性がある物（プログラムを含む。）を開発、譲渡等した場合であっても、著作権侵害の教唆、帮助とはされないことを明確に規定する。»に賛成します。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 開連】

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]  
意見: (115) (116) (117) (118) (119)について

私達は総数59,050名（内、受理件数は紹介議員17名/33,057名）にも及ぶ請願署名を  
委員会に提出し、この悪しき著作権法改正に反対の声をあげたにも関わらず、結局実り  
ませんでした。

私達は経緯を私達はしっかりと見ていました。甚だ根拠の薄いデータ、密室での検  
討、全く裏付けの無い楽観論を元とした文化庁の見解、  
率直に言いますと、今すぐにでも廃棄して頂きたいのですが、現状を踏まえた上で、ど  
うしても譲れない部分を挙げさせていただきます。

現在の政令案では輸入禁止期間は4年の予定となっていますが、なぜ再販価格維持期  
限である半年より8倍もの長期間の輸入禁止が必要なのかと言う根拠は全く示され  
ていません。

6月1日の衆議院・文部科学委員会における参考人招致ではポール・デゼルスキーHMV

ジャパン代表取締役社長が「香港では18ヶ月間の輸入禁止期間を定めて以降、音楽

市場は衰退の一途である」ことを指摘していますが、その香港よりもさらに2.5倍も

長い輸入禁止期間を設定すれば音楽業界が繁栄するという文化庁の楽観論には到底賛

意出来ません。

音楽は文化であると同時に、流行の嗜好品でもあります。ポップミュージックがその

輝きを失うであろう長期の輸入禁止が日本の音楽市場を瓦解へと導くと同時に、国内

外問わず、多くの音楽愛好家、並びに多くのクリエイティブな音楽家達に打撃を与え、

遠からず音楽文化を崩壊させることは容易に想像出来ましょう。

輸入禁止期間は時限再販と言う根拠に基づく「半年」が限度であり、それより長期の

期間設定は1秒たりとも絶対に認められないと言ふべきです。私は考えます。

「1ヶ月」程度が適当ではないかと考えます。

以上。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 件名: 著作権法改正要望事項について【6. 侵害と見なす行為等開連】

拝啓

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話: [REDACTED]  
意見: (112) - (119)について

#### 1. (112) および(114)について

(112)の改正案は要件が極めて曖昧で、(114)のいうところの中立的行為についても  
著作権侵害を助長するものとしかねないもので、賛同しかねます。  
一方、(114)の改正案は新技術開発保護の観点から中立的行為の保護を  
明確に規定するという趣旨は賛同できますが、例外規定については  
ネット上のプログラムの配布などの状況については情を知っているか否かの  
判断基準が曖昧で、なお検討の余地があるものと考えています。

#### 2. (115)について

(115)の改正案に基本的に賛成です。

ただ、(115)における「当該国内発布用商業用レコードと同一の商業用レコード」  
という文言に関して、「同一」の判定基準を明確にすべきだと考えます。  
国内で販売される原作品と、海外で販売される作品では、カバーのデザインが  
異なっていたり、新しい楽曲が追加されていたり、微細な差異が存在することが  
少なくありません。このような場合に海外版を入手したいという要求は当然  
あります。したがって、同一のレコードであると認定するのは細部にわたっても  
差異が存在しない場合に限られるべきであると考えます。  
また、次に述べるように輸入権規定期自体が著作権として規定するにはふさわしく  
ないとも思っています。

#### 3. (116)-(119)について

(116)-(119)の改正案についても賛同します。  
本来、海外で作成された著作物であっても、適法に作成された著作物である  
限りそれを輸入することは当然保護されるべき権利である一方、国家間での  
物価事情の相違などから著作物の原作国への還流を防ぐ必要がある状況が  
ありうることも確かでしょう。しかしこのような目的での法規制は著作権  
ではなく、一般的の国内産業保護の問題で、現在の貿易政策によって十分  
達成できるのではないかでしょうか。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[6. 関連]

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]  
電話: [REDACTED]

意見:

(113)の権利を創設してしまうと、(92)であったバックアップ等への制限と  
相反してはいないだろうか。問題となるのは、安易な差し止め請求の行使である。

以上。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[6. 関連]

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]

意見:

私は、著作権法の「還流防止措置」に対し、強く反対します。なぜなら、この「還流防止措置」によって、CDの購入の選択肢がとても狭まるからです。この法案が可決され、適用されることによって、今まで自由に購入できていた輸入CDが買えなくなることが、かなりの頻度で起こります。輸入CDは邦楽CDよりも安価であり、種類もさまざまです。マイナーなアーティストのCDなどは輸入CDでしか手に入りません。この法案の「還流防止措置」の内容では、こうした自由なCDの購入が規制されており、納得できません。

著作権保護は何のためにするのでしょうか? 国民から音楽の自由を規制するためを作られているようにしか思えません。邦盤だろうと洋盤だろうと、売れれば著作権者にその分の著作権料が入ります。現在、洋盤からの収入が少ないということも、この法案ができた理由だそうですが、邦盤CDの値段が高く、魅力が少ないので売れないのですから、著作権法で保護する内容にはならないと思います。それは、ちゃんと契約内容を見直したり、経営努力をすべきところではないでしょうか。

最後に、これを読んでくれる本小議会の方々にお願いします。私や私の周りの人たちから、様々な音楽を聞く楽しみを奪わないでください。現行のままだと、本当に困ります。音楽に国境がなく、自由に楽しめる社会を、私は望みます。

読んでいただいた方へ、どうもありがとうございました。私の意見も議会で反映されることを祈っています。

(115) ~ (119) に関連

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 開述】

文化庁長官官房著作権課 法規係様 御中  
著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話: [REDACTED]

意見: (115), (116), (117), (118), (119)について

(115)について  
当然の意見であると思う。国会の審議委員会でも指摘されたが法律論的にも問題ないとのとの確認がされたはずである。国会中継をみていてなぜ法案にいらないのか疑念を持ってしまったぐらいである。また、遅延防止の意味合いからも国内が最初である筈であり、保護対象とされるのを望むのならば最初に出せば良いだけのことでなんら負担はない。この限定によりかねてより危惧されている洋楽など輸入盤の制限はおきえないことになり、危惧が払拭されるという多大な効果がある。

また(118)での指摘の議論も不要となる。

(116)について  
6ヶ月でも長い。もっと短くすべき。

ただ(115)(118)の意見が適用されることが前提であれば妥当としてもよいが。

(117)について  
時限措置とすべきである。

もともと時限的に見直すという省庁役人からも口約束ながら意見が国会の場で発言されており、これを明文化することは至急の命題とさえ思うのだが。国会の決議の場では時間がないということはあったろうが、いまからでも遅くないので是非とも明確化して欲しい。

(118)について

みなないという意見に賛成する。  
国会では結局話題にのぼりえていたようだ残念に思っていた。  
レコード店にとって、それまで所持に問題がなかったCDにおいて、ある会社がCDを出したとたんにその所持が侵害となる、ということになるが、これはどうみてもおかしくはない。  
侵害とみなすのならば、少なくともレコード店はすべての国内販売を行つてレコード会社の新譜情報を監視する義務を負うことに等しい。  
しかも新譜情報を必ずしも出しているとは限らず情報を完全に知り売ることは不可能である。突然の警告通知によつてそれを知ることになりかねない。  
しかも所持していたCDを処分し無くてはならない。

このような(金銭的・時間的)負担を与え続ける上に、違法となつたCDの処分を強要するのは財産権の侵害にあたるのでなかろうか。  
違憲立法であるといふ疑念さえも持たざるを得ない。  
法律の施行により、とある所持物が違法物にすることさえも、相当の論議を経て行われるものであるが、侵害とみなすということは、結果として特定の会社の行為により法的手続きなど一切なく、すでに所持していたものが違法化されることを許すことになり、これは明らかにおかしいことではないのか。

(119)について

慎重であるべき、は当然である。  
そもそも、基本的に経済原則にゆだねるべきであり、また国際取引に則るべきであり  
このような法律は作るべきではない。

以上です。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 開述】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話: [REDACTED]

意見:

(116)について  
洋楽音楽CDの流通を阻害する恐れが法文上なくなるまでの間の措置として、期間を〇日とすべき。  
法文上輸入禁止できなくなれば、その時に期間を改めて定めなおしてはどうかと考えます。

(117)について  
輸入禁止期間の設定を固定的に扱うのなら、最低でも法律の時限的な扱いを求める。  
洋楽音楽CDの流通阻害と言う問題が起こらないようにならぬよう出来ないのなら、問題を長期間放置せずに、早期に改善する必要があるためです。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]

(109) ~ (114) に関連

侵害の範囲を広げすぎる事には慎重であるべきです。特に(114)で述べられているような中立性の確保は重要であると考えます。技術開発等、公共の利益に貢献したり商業的な利益をあげるかもしれない行為を萎縮させるべきではありません。例えば、コンピューターのセキュリティ関連の研究開発は非常にデリケートな問題に直面してしまっています。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について 6関連

氏名: [REDACTED]  
所属: (会社、学校もしくは職業)  
[REDACTED]

住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]

意見:

6、侵害と見なす行為など  
(112) 著作権の侵害行為に間接的に関与する行為を、一定の場合に、著作権侵害と見なす規定を設けるべきである。日本音楽著作権協会

上記意見を安易に取り入れることは、一般利用者に必要以上に不利な条件を強いる結果につながる恐れがある。JASRACは、一般利用者、特に音楽喫茶やライブハウスの営業において、現実的な営業状態を考慮しない強行徵収を行い、利用者を苦しめている。もし個々の経営事情を無視して、組織利益を最優先に考えた徵収を強化することは明白である。もし、この規定について議論を進めることでなければ、利用者側の権利について熟慮し、適切な議論がなされるべきである。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について 6関連

氏名  
職業  
住所  
電話番号

意見  
「6、侵害と見なす行為など」において海外CD輸入制限に係わる  
意見

- (115) HMVジャパン株式会社  
(116) (117) 全国消費者団体連絡会  
(118) 日本便利士会  
(119) 社団法人電子情報技術産業協会

音楽業界利益優先で推し進められているCD逆輸入阻止に関する法  
改正が、いかに短絡的で一面的な選択であるかを明確に示す意見が  
一般利用者だけではなく、多くの業種当事者から訴えられている  
。ここでがっている意見はごく一部に過ぎないが、多くは重要な  
観点を言いつてている。一部業種の自らの利益を優先させて、国民  
文化全般の将来をとざばかりではなく、重要な基幹産業であるハ  
ード機材生産業や新規成長が望める情報産業の衰退をも招くような方  
向で法改正を推し進めるようなことになってはならないと考えます

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

-----BEGIN PGP SIGNED MESSAGE-----

Hash: SHA1

著作権法改正要望事項に対する意見

1. 氏名・所属(職業): [REDACTED]
2. 住所・電話番号: [REDACTED]
3. 意見: みなし侵害の分野について以下可能な限り簡潔に書いていく

(114) …当事者として、また、技術革新の保護の観点から強く賛成。  
今現在、私を含む一部の開発者は、技術の多用な使用及び利用のされ方の中に  
著作権侵害行為が無いと断定できないことに悩んでいます。また過去の技術開発に  
そのような部分があったと考える一部開発者は、不当逮捕におひえている。この  
ような状況では国内での技術革新を大きく阻害するものになる可能性がある。

(115) (116) (117) (118) …音楽愛好家としてユーザの正当な利益のため全て賛成。  
また、要望(119)の観点からも、ユーザの利益を害するような事例が発生した場合  
レコード還流防止措置の撤廃も積極的に検討すべき。  
法施行の前に、これほどの要望が寄せられていた事には、かなり驚いている。

(119) …レコード還流防止措置の様なことは今後一切あってはならない。賛同。

【暗号化した個人情報】  
貴省CA発行の「シリアルNo: [REDACTED] の公開鍵」で暗号化しています。

\*\*\*\*\*暗号文ここまで\*\*\*\*\*

Content-Type: [REDACTED]  
Content-Transfer-Encoding: [REDACTED]

\*\*\*\*\*暗号文ここまで\*\*\*\*\*

以上

-----BEGIN PGP SIGNATURE-----

Version: [REDACTED]  
Comment: [REDACTED]  
Comment: [REDACTED]

-----END PGP SIGNATURE-----

分類1, 2, 3, 4, 5分送付済み。以降分類7, 9について書いていく。

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話: [REDACTED]

意見: (115),(116),(117),(118),(119)について

輸入権の行使は、あくまでアジアからの還流盤にとどめ、  
欧米盤は、現状のまま店頭での販売の存続を強く望みます。

何故なら、ネット配信が普及しつつある今、  
輸入盤だけを禁止しても、価格拘束の効果は殆ど無いからです。

また、輸入禁止期間を、1~2ヶ月の間に短縮することを、強く望みます。

新譜の売上の大部分は、発売後1~2ヶ月の間で、  
それを過ぎると、その作品の売上は殆ど伸びないからです。  
その1~2ヶ月の間、国内盤のみを発売して、それを過ぎた後に、  
輸入盤を店頭に置くというのが、ベストだと思います。

それから、保護の対象を来年1月1日以降の新譜だけで無く、  
旧譜にまで広げるのは良くない。  
法の遡及適用に当たるからです。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]  
意見: (115) (116) (117) (118) (119)について

生産から販売までのルートを、日本の著作権団体が手出しだす事の出来ない他国のメーカーを締め出さに、違法な複製物の輸入を禁止し国内販売価格を高値に維持しようとする行為を認める事は、消費者利益を大きく損なう事は必至であり、またこのようない形で外国との文化交流を阻害する事は、日本の思想・表現活動にとって害悪ではありません。

また、輸入権あるいは還流防止措置の創設は、輸出も含めたあらゆる著作物関連のビジネスに多大なる影響を及ぼす事になります。  
さらに、著作物が多くの装置、機器に化体され（半導体チップにはマイクロプログラム）、国際的に流通している事を考えた場合、輸入権および還流防止措置が障害となり、日本の産業界が必要としている機器が輸入できなくなる可能性が大であります。

よって、輸入権および還流防止措置の制定中止と、現行で施行している輸入権および還流防止措置の廃止を強く求めます。

宛先: "ch-houki@bunka.go.jp" <ch-houki@bunka.go.jp>  
cc:  
件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話: [REDACTED]

意見: (114)について

「機器またはプログラムの開発によって著作権等を侵害する行為に用いられる可能性を完全に排除出来ない場合に帮助犯として刑事罰の対象とされる恐れを否定出来ず、新規の技術開発を著しく萎縮させる問題が現実に生じている。このような傾向は日本に特有であり、新規の技術開発を保護する規定を定めることができない緊急に求められる。」といふ要望に賛成いたします。「専ら著作権を破るための技術」であれば、著作権侵害に使用される可能性を想定せずに開発した技術者が不当な損害を被ることになるためです。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp  
cc:  
件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]

意見: (115) (116) (117) (118) (119)について

著作権法第113条新第5項は、並行輸入の促進による内外価格差の是正という我が国的基本的な貿易政策に対する例外規定であるから、その適用範囲はなるべく限定すべきであることはいうまでもない。したがって、アジア諸国からの正規品の並行輸入がなくとも大きな売上げを見込めない「発売日から3ヶ月後」以上も邦楽CDの並行輸入の禁止を継続することは許されるべきではない。

なお、輸入禁止期間を4年とした場合、禁止期間経過後は、既にアジア諸国向けのCDは廃盤になつており、結果的に並行輸入できないという事態が十分に予想される。それは、同一のアーティストによる同一の作品についていろいろな国のバージョンを収集したいというマニア層には非常に気の毒な結果となることを付言する。

宛先: "ch-houki@bunka.go.jp" <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 「著作権法改正要望事項について【6. 侵害と見なす行為等関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED] (会社名・学校名等又は職業) [REDACTED]

所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話: [REDACTED]

意見: (115), (116), (117), (118), (119)について  
(115)に賛成です。私も「邦楽のみを限定する」法案へと改正されることを強く望みます。  
(116)についてですが、6ヶ月でも長いです。せめて1ヶ月にしてください。これでも長いくらいです。  
(117)は賛成します。時限はきちんと数字で明記していただきたいです。  
(118)は賛成します。輸入盤しか買わない人もいれば、国内盤しか買わない人、両方とも買う人がいます。  
(119)は賛成します。規制することによって、衰退の恐れがあるからです。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名: [REDACTED]  
所属: (会社、学校もしくは職業) [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

意見: (115) (116) (117) (118)について

全面的に賛同致します。  
そもそも個人が海外の音楽を楽しむ権利を著しく規制するような  
還流防止策は甚だ不可解すぎます。  
(115) (116) の要望事項にありますように  
「消費者の商品を選ぶ権利、選択肢は守られるべき」であります。  
国内領布目的商業用レコードの還流防止は  
本来の目的通り邦楽に限定して頂きたい。  
法制上どうしても邦楽に限定出来ないのであれば、  
制令で定める輸入禁止期間が6ヶ月以内、  
具体的にはレコードの発売開始日から数えて6ヶ月とし、  
権利者が適用を申請する時に、6ヶ月を越えない範囲で  
任意に指定できるものとするべきです。  
邦楽アルバムはここ2年の売り上げの内、90%以上を発売後の6ヶ月で達成しているの  
は周知の事実であり、6ヶ月以上の禁止期間は無用に長すぎます。  
どうぞ、消費者と音楽愛好家にとっての利益と幸福を最優先に考えて  
適正な法運用をお願い申し上げます。

- <1> [REDACTED]  
 <2> [REDACTED]  
 <3> 意見

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>  
 cc:  
 件名: 著作権法改正要望事項について【6. 開連】

## 文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

- 1: [REDACTED]  
 2: [REDACTED]  
 3: (115), (116), (117), (118), (119)について

(115)に賛成です。還流防止措置が洋楽レコードに影響が及ぼさない様お願ひいたします。  
 (116)に賛成ですが、対象期間の上限は6ヶ月ではなく3ヶ月に短縮して下さる様お願ひいたします。  
 (117)に賛成です。  
 (118)に賛成です。輸入されたCDはすぐに売り切れるわけではありません。通常はある程度の期間、在庫として輸入業者や小売店が所持する形になり、その間に国内盤が発売されるというケースはかなりの頻度で発生すると思います。その場合の在庫所持が法律上犯罪にあたる事になれば、音楽CDの流通の大きな障害となります。犯罪にあたらない事を明確にして頂きたいと強く希望いたします。  
 (119)に賛成です。お金を儲ける事も大事かも知れませんが、文化の衰退につながるような規制は安易に行うべきではないと考えます。

「著作権法改正要望事項について【6. 開連】」(115)(116)(117)(118)(119)について意見させて頂きます。

2004年6月3日に残念ながら、「音楽レコードの還流防止措置」を含む「著作権法の一部を改正する法律案」が衆議院文部科学委員会での法案審議でも明らかになったように、法案の根拠と成っているデータや検討過程、全く裏付けの無い楽観論などおびただしい問題点が指摘されたのにも関わらず、来年1月1日から施行されるようなのですが、

いまだもって、著作権法(昭和45年法律第48号)第113条新第5項で規定されている「政令で定める期間」を「4年間」とした著作権法施行令原案(以下「原案」と称する。)に反対します。

## 【理由】

1 「原案」は、国民・消費者が納得できるような論拠が示されておりません。

2 公正取引委員会は「総合的に勘案して、競争政策上の懸念が完全には払拭されたということではない」と国会でも明言し、且つ、「還流防止措置を許すことができる期間を七年を超えない範囲で政令で定める期間とするという期間を限定していること」が制度自体の導入を認める前提であると表明しています。

還流防止措置がもし国会における政府説明通りアジア進出をする邦楽についてレコード会社の利益を保護することであるとすれば、洋楽のロングセラーを考慮に入れる必要はない。邦楽・洋楽とも同じ期間を輸入禁止とするのであるから、不平等だとも言えないのではないか。

3 他国の制度と比較した場合、同じような輸入権が創設されている香港では18ヵ月であり、48箇月という原案は国際的にも長い期間であり、国際比較をした場合でも到底合理的規制期間とは言えない。

4 すでに、レコード業界は再販売価格維持制度により、他業種に較べてより多くの独占的権益を得ている。

再販売価格維持制度も著作権法によるレコード還流防止措置も独占禁止法上の適用除外としての保護政策であり、重複規制であるから、再販売価格維持制度の維持以上の版権の確保は不合理であります。

5 不合理な規制により関係者の利益を損なうことの無いよう、規制期間は最小限度に留めるべきであると考えます。

尚、再販売価格維持制度は著作権法によるレコード還流防止措置とは規制性質が異なるとの政府の説明には理由がなく不当であると考えます。

6 本施行令原案の前提として、還流によって著作者の利益が減っているとの説明もあったが、たとえば、保護される日本国内の価格が安い台湾盤の価格よりも3割高いと仮定しても、台湾盤の方が日本国内よりも実演家印税が2倍高いため、台湾盤がたくさん売れた方が印税は高くなる場合もあると考えられます。

尚、「日本と物価水準に大きな差がない先進国からの輸入のように、国外における販売によって得られる利益が国内における販売によって、得られる利益と比べ著しい差がない場合には、不当とは判断されない」との政府の判断は、「著しい差」の判断基準が国民が納得できる形で説明されておらず、国民の理解は得られていない不適当な判断であると考えます。

7 2003年のオリコン掲載チャートを基に、発売から10週間内の売上データを邦楽・洋楽各5タイトルについて週単位で比較すると、邦楽は発売から一ヵ月以内に年間出荷枚数の八割前後、二ヵ月以内に九割以上を消化するに対し、洋楽は邦楽に較べて消化率は遅慢である。

したがって、邦楽の還流盤のみを輸入禁止の対象にするのであれば2ヵ月以内が合理的範囲であり、それ以上の期間を設定することは、連前上は否定している欧米からの洋楽タイトル輸入禁止を

意図しているか否かに問はず、結果的に欧米からの洋楽タイトル輸入禁止と同等の効果を生じせしめ、国民の権利を不正に害することになるおそれがあります。

7 新著作権法のもとでは、レコード会社が輸入権行使しているかどうかの判断は事実上困難であり、輸入権行使したライセンサーあるいはライセンシーなりから裁判が起こされた場合、最大一億五千万円の罰金を伴う著作権法に触れて裁判に負けた場合のリスクがとても大きく、疑わしいCDは輸入しない事態が発生する可能性は高くなります。

8 日本のレコード業界を保護している再販制度において、多くの会社が「6ヶ月」の期限再販を実施しています。この事実は、仮にレコード会社が求める還流に一定の合理性があるにしても、還流規制を求めていけるレコード会社自身、相応の売上を見込むのに「6ヶ月」あれば充分としている証拠ではないでしょうか?

したがって、公正取引委員会の指導のもと、期限再販を進めているレコード業界に対し、それより長い「4年間」という利益保護の期間を与えるのは明かに不適当です。

9 政府は「六十五か国が還流防止措置を講じている」と説明していたが、実際には国会での議論で明らかになつたとおり6ヶ国にすぎず、EU・EEA諸国十八カ国を含めていることについて妥当性を疑う見解も出ています。

10 政府は最初、還流量は68万枚あると説明していたが、その後は政府自身ではなく文化科学研究所の調査であり、しかもその調査を依頼した主体は還流防止によって利益を受ける日本レコード協会であったことが判明しています。この事実は、還流量68万枚との政府の説明に恣意が入っていると国民を疑わせるに十分です。

11 さらに、還流防止量68万枚の算根拠は、在庫回転率3.5という数値を前提に算定していることはあり得ない、そんなに回転してたら苦勞はないとの情報を得てています。

河村文部大臣は国会で「河村国務大臣、調査をやり直す予定はございません」と極めて不誠実な態度で精査拒否を表明したため、「政府はレコード会社のことしか考えていない」と国民の怒りと反感を買っています。

これでは到底、国民・消費者・音楽愛好者の理解は得られず、文化の健全な発展はありません。納得のできるかたちで施行すべきです。

12 この法律の施行の際に発行されているものについて、原案では平成17年1月1日となっていましたが、政令で定める期間を原案通り4年間とすると、過去に遡って適用されることになり、法が制定されない段階で販売している事業者に不当な不利益を強いることになることは明白です。

以上。

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名：[REDACTED]  
所属：なし（個人としての意見です）  
住所：（記入の必要性を認めませんので省略いたします）  
電話：（記入の必要性を認めませんので省略いたします）  
※もし連絡の必要性が生じた場合は、  
本メールの返信先へ御連絡ください。

意見：以下の通りです。

意見ここから

【6. 傷害とみなす行為等】  
「還流防止措置」(115)～(119)について

(115)から(119)はいずれも賛成である。

(115)  
還流防止措置の趣旨は、あくまでも邦楽レコードの保護にある。国際基準で洋楽レコードにも要求されているのは、邦楽と同条件下において同程度の保護が与えられることに過ぎない。よって、還流防止措置の対象を「国内で最初に固定したもの」に限定し、法律上、邦楽レコードへの最低限の保護で留めていくべきである。

よって(115)の要望に賛成する。  
なお措置の対象となる「法令に定める期間」も、各邦楽レコードでの大部分が売りさばかれる期間を基準とし、発売後2ヶ月とすべきである。

(116)  
「法令に定める期間」ができるだけ短い期間でなければならぬのは言わずもがなだが、著作権法における期間上限を半年程度にまで短縮することも必要である。

その期間を年単位とする日本レコード協会あるいは文化庁の主張は、根拠が全く示されていないばかりか、大半が1年程度で廃盤となる邦楽レコードを前提とした措置にしては不當に長い期間設定である。

日本の音楽レコードにおける期限再販の大部分が半年に設定されていることから、レコード会社自身も半年で相当の利益を見込んでいると考えるのが自然であろう。還流防止措置の期間が半年であっても何の問題もない。

よって(116)の要望に賛成する。著作権法に定められた期間上限を短縮すべきである。

(117)  
関係者協議において還流防止措置の導入が同意に板他のは、日本経団連が条件付きで賛成をしたためである。この条件こそ還流防止措置を「時限的措置とする」ことであり、これを前提に著作権法を改正すべきである。すなわち、一定の期間が経過したら還流防止措置そのものを撤廃せねばならない。(または還流防止措置を即時撤廃し、関係者協議からやり直すべきである。そうでなければ筋が通らない)。よって(117)の要望に賛成する。

(118)  
国内盤発行の前に輸入された同一内容の輸入盤について、著作権侵害と見なされないよう法に明記する必要がある。実際問題として、国内レコード会社が「発売予定」として輸入止め手続きに入ることも考えられ、どの時点から輸入止めを認めるかが大きな問題となろう。

還流防止措置の対象期間が国内盤の発行から起算される以上、それ以前における輸入は妨げられてはならないし、その間に輸入されたレコードの販売も保証されなければならない。

よって (118) の要望に賛成する。

(119)  
他の著作物に対する、還流防止措置に類似した制度は創設してはならない。  
そもそも音楽レコードの還流防止措置は自由贸易を阻害し、公正取引委員会の見解でも問題視されている制度である。これから益々文化・情報が国境を越えて飛び交う時代になるというのに、著作権者を保護しそぎるあまりその交流を断つという事態に陥るのでは、文化の発展に寄与するという著作権法の目的に反すると言わざるを得ない。  
音楽レコードの還流防止措置は今すぐにでも撤廃されるべき制度であり、これに類した制度を他種の著作物に設けることが許されてはならない。  
よって (119) の要望に賛成する。

意見ここまで

[REDACTED]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]  
所属: なし (個人としての意見です)  
住所: (記入の必要性を認めませんので省略いたします)  
電話: (記入の必要性を認めませんので省略いたします)  
※もし連絡の必要性が生じた場合は、  
本メールの返信先へ御連絡ください。  
意見: 以下の通りです。

意見ここまで

【6. 個人とみなす行為等】  
「侵害とみなす行為等」 (109) (110) について

(109) (110) のいずれにも反対する。

日常的に行なわれている著作物の使用法にも関わらず、  
その「認定」次第で著作権侵害とみなされる可能性が僅か  
でも生じてしまう法改正には反対である。

「著作権を侵害する行為によって作成された物を輸入す  
る行為」を侵害と見なす際、「頒布目的でなくとも」とす  
るのは、頒布目的のため違法な海賊版と、私的複製によつ  
て作られた複製物との境界が曖昧になり、故意的に「認定」  
されれば幾らでも著作権侵害と見なされる恐れがある。こ  
れは危険である。

「海賊版作成のためにマスターとして利用する目的で」  
とする要件もまた、曖昧と言わざるを得ない。私的複製物  
は、その気になれば、どんなものでも海賊版作成のマスター  
として使用可能である。「マスターとして利用する目的」  
とどうかを判断する方法などなく、法の恣意的適用を可能  
してしまう。

複製が複製を生み、権利者の利益に不当な害を与えるこ  
とを危惧しているのなら、頒布目的かどうかを侵害の要件  
にする規定で、充分 権利者保護の役割を果たしている。あ  
とは技術的な解決策を探るべきだ。

(109) (110) の要望いすれにも反対である。

意見ここまで

[REDACTED]

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>  
cc:  
件名:

(115)に賛成！洋楽は絶対に輸入禁止しないで下さい！  
(116)に賛成だけど6ヶ月でも長すぎるんじや！1ヶ月にせい！

宛先: ch-houki@bunka.go.jp  
cc:  
件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項について、以下の通り意見を表明します。

- (1) 氏名: [REDACTED]  
所属(職業): [REDACTED]  
(2) 住所: [REDACTED]  
電話: [REDACTED]  
(3) 意見:

(111)について

反対する。少なくとも、善意の第三者を罰則の対象とすべきではない。

(112)について

反対する。裁判所や捜査当局は事実上、間接侵害・寄与侵害を明文上の規定が無くとも容認する姿勢を取っているが、こうした法の運用は著作物の利用を妨げる方向に向いている。

(114)について

賛成する。裁判所や捜査当局が事実上、間接侵害・寄与侵害を明文上の規定が無くとも容認し、中にはプログラム開発者が刑事责任を問われている事例（係争中）も存在するため新規の研究開発が萎縮している現状は明らかに問題である。今年、この問題を巡って様々なシンポジウムやセミナーが開催されるなどIT関連分野に与えた衝撃が極めて大きく、フェアユースの概念に基づき機器・プログラム開発者の刑事责任は問わない諸外国の判例に逆行することの無いよう開発者の保護規定が必要である。

(115)について

賛成する。現在の第113条5項は明らかに立法趣旨を逸脱しており、本要望に在る形での修正はベルヌ条約に違反しないとの本年6月2日付政府答弁に基づき直ちに修正を実施すべきである。

(117)について

賛成する。文化庁が日本経済団体連合会が合意に際して求めた条件を反故にした責任は重大であり、本年度の知的財産推進計画にも見直しが明記されたことに鑑み、立法の際に根拠とされた三義総合研究所のレポート（但し、分科会に提出された「要約版」ではなく後にその存在が明らかになった「完全版」）の数値を達成出来なかった場合は速やかに本項を廃止すべきである。

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

意見: 私は商業用レコードの違流防止措置に断固反対します

(115) ~ (119) に関連

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

意見: (115) (116) (117) (118) (119)について

輸入CDの制限に反対します

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 侵害と見なす行為等関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話: [REDACTED]

意見: (115), (116), (117), (118), (119)について

基本的に(115)の意見に賛成します。  
洋楽レコードの輸入も禁止できる余地を残してある法律は、消費者にとって不安で仕方ありません。

目的が邦楽レコードの還流防止である以上、法案は邦楽レコードのみに限定すべきであります。

また、期間が7年とありますが、これは長すぎます。  
レコードの売上が伸びるのは発売開始から2ヶ月で、それ以降はほとんど伸びません。

つまり2ヶ月後に輸入盤を販売すればほとんど問題ないわけであります。

長くとも(117)の意見の通り、半年が妥当だと思われます。

また既に販売を開始してあるレコードにも4年の保護期間が設けられている。

何十年前のレコードにも4年の保護期間を設けなくてもよろしいのではないかでしょうか?

発売開始日を保護開始にしてほしいと思います。

以上が私の意見であります。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 侵害と見なす行為等関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話: [REDACTED]

意見: (115),(116),(117),(118),(119)について → 必須。これが無いと無効

(本文)

(115)音楽レコードの還流防止措置の対象を、国内で最初に固定したものに限定するなど法律上邦楽レコードのみに限定

(116)音楽レコードの還流防止措置の対象期間の法律上の上限を6ヶ月に短縮

(117)音楽レコードの還流防止措置を時限的措置とするべき。

(118)国外頒布目的商業用レコードの発行された後に同一の国内頒布目的商業用レコードが発行されることになった場合において、国内頒布目的商業用レコードの発行前に輸入され、又は

頒布目的で所持されているものについては侵害とみなさない。

(119)他の著作物等についての還流防止措置創設には慎重であるべき。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中  
著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]

意見:(115) (116) (117) (118) (119)について賛成します。  
「音楽レコードの環流防止措置に関する法案」という形で通過したこの法案はあるが、  
そもそも議論の場に出された資料などが根拠のないものである可能性が高い。  
また、アジア圏からの邦盤レコードの環流防止を本来の目的とすべきところを、  
海外発売のレコードすべてに対して適応できる法案となつたことなど、その施行に対して問題点が多い。  
しかも現時点で未だにその適用方法が公開されておらず、来年1月からの実施が不可能である。  
以上の点から考えて、意見の中でも述べられているように、環流防止措置に関する法案を一旦  
廃案にし、もう一度検討し直すことが必要であると考える。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名: [REDACTED]  
所属: (会社、学校もしくは職業) [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]

意見:  
(115)は賛同します。邦楽の逆輸入についての還流防止措置だけにしてください。

(116)(117)も賛同します。  
やはり何年もではなく6ヶ月が妥当だと思います。  
自由に世界の音楽を聴く自由を奪わないでください。

(118)について。音楽ファンの両方買う自由、選ぶ自由を奪わないでください。  
特にK-POP、韓国の歌手の日本進出は嬉しい、韓国盤と日本版の両方買いたいのです。

(119)慎重に進めて欲しいです。

洋楽やJAZZをはじめ、韓国や中国、台湾の音楽やワールドミュージックは違法コピーじゃない限りこのまま自由に流通して欲しいです。  
海外のCDショップやコンサート会場で個人がCDを買う権利、持ち帰る権利も奪わないでほしいです。

そしてこのことは急に知りました。POP ASIA2004に行くので文化庁HPはよく拝見していましたが、急に対岸の火事になってしまっています。  
なにとぞ邦楽の逆輸入についての還流防止措置だけにしてください。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 「著作権法改正要望事項について【6. 開連】」

氏名:

所属:

住所:

電話:

意見: ( 6. 侵害とみなす行為等 )について

(本文) 情報機器またはプログラムのフェアユース規定について是非明文して下さい。

1. 情報機器またはプログラムのフェアユース規定について是非明文して下さい。  
著作権が新しい文化発展の妨げになることがないようにしてほしい。

2. 音楽CDの還流防止について、時限的な措置であることの明文化をして下さい。

還流盤に限定措置であることの明文化をして下さい。

適用期間は7年は長すぎます。6ヶ月が妥当です。

還流防止措置については、内容が著作権で扱うことには疑問を感じています。  
還流防止措置においては、内容が著作権で扱う場合には還流防止(輸入禁止)にするのではなく、  
内容が経済的な問題であり、著作権で扱う場合においては還流防止(輸入禁止)にするのではなく、  
国内盤でも、還流盤でも一定の報酬が著作権者に支払われるよう規定するべきと思われます。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 開連】

氏名:

所属:

住所:

電話番号:

意見: (115) (116) (117) (118) (119)について

言いたいことは一つ。

輸入盤を禁止するな!、ということです。  
音楽に国境はないのです。アメリカのとある音楽を聴きたい・、という純粋なリスナーに対して、  
日本盤がないから聴けない・、という状況が訪れる可能性が(ほんの少しでも)ある・、というの  
がたまらなく不快です。

輸入禁止がアジアからの還流版のみ・、という説明も、法律に完全明文化されないかぎり信用でき  
ません。

どの音楽を聴くのかを決めるのはファンです。  
どの音楽を聴かせるべきか?どの音楽が売り上げ効率が高いのか?と、音楽業界が決めるものでは  
ないはずです。

「同一アーティストの同一作品の2500円の日本盤が、1500円の輸入盤によって、売り上げ  
が阻害されている。」  
考える業界の方がもしもいるのなら、日本盤も値下げするか、特典をつけて競争してください  
としか、言えません。  
それが資本主義のはずです。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]

意見:  
(114) (115) (116) (117) (118) (119)についての意見です。

- 中立行為は保護されるべきです。また、それは明文化されるべきです。
- Winnyに限らず、例えはいわゆる圧縮解凍ソフトで圧縮された著作物が違法に頒布された場合、そのソフトの作者、はたまたオーマットやアルゴリズムを考案した人までもがその行為の帮助をしたと見なされかねません。そのような状況で開発など怖くて到底できるわけなく、この場合ならデータ圧縮の分野を衰退させる原因となるでしょう。この帮助の定義は他の場合にも適用でき、そんな状況では技術力が衰退の一途を辿ることは言うまでもないでしょう。
- 還流防止措置に関しても反対します。
- 洋盤を規制するなど言語道断の行為です。私たちには選択の自由など無いとでも言うのでしょうか?
- アジアなどからの還流盤が一体全体どんな悪さをするとでもいうのでしょうか。価格は安くとも正規のものです。ライセンス料は入ってきます。なのに何故規制するんでしょうか? 国内盤がもっと売れてほしいのならば企業として努力をすべきです。それとも既得利権にしがみつくだけの力しかないんですか?
- アジアとの貿易を自由化しようという動きに逆行しているのは明らかです。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

1. 氏名と職業  
[REDACTED]

2. 住所と電話番号  
[REDACTED]  
TEL [REDACTED]

3. 意見

(115)に賛成です  
洋楽輸入盤は規制しないでください。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

件名: 著作権法改正要望事項について

文化庁長官官房著作権課 法規係 「御中[6. 関連]

著作権法改正要望事項に対し、以下のように意見を表明します

氏名: [REDACTED]

所属: (会社名) [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

意見: (114), (115), (116), (117), (118), (119)について

(114)は、技術発展への萎縮が起きないよう安心できるような環境を構築するような提案ですので (114) については賛成します。

(115)については法案の厳密なる運用に関する提案ですので賛成します。

(116), (117)は消費者の利益及び文化の発展に対する建設的な提案ですので賛成します。

(118)は消費者が購入した物が後に規制対象に入った場合でも、消費者が不利益を被らないための提案です。

将来、何が規制対象になるのかは一般的の消費者では知る事が出来ませんし、未来を予知できませんので賛成します。

(119)は消費者利益、及び世界市場への影響を考慮した提言である。影響が大きいものについては広く意見を求め、時間をかけて議論するのは当然の事ですので(119)には賛成します。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名: [REDACTED]

所属: (会社、学校もしくは職業) [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

意見: (115)音楽レコードの還流防止措置の対象を、国内で最初に固定したものに限定するなど法律上邦楽レコードのみに限定

賛成します。

理由は2つです。

\* 年間12万枚ある輸入盤のCDを、輸入して良いものと輸入してはいけないものにわける努力と結果に対してだれが責任を取るのが明確になつていいのなら、邦楽レコードのみに限定するというわかりやすい方式のほうが判断規準が明確になり消費者も信頼できるから。

\* あいまいな基準で適用されて洋楽の輸入盤がなくなつたら困るから。この不況とデフレの時代に、CDにそんなに高い金額は払えないのに、もし輸入盤がなくなつても、高い国内盤は買わない。

輸入盤の価格(¥1500~1900)くらいなら払っても良いが、国内盤の価格(¥2400~3000)なんて、対訳カードがついてても払いたくない。

(116)音楽レコードの還流防止措置の対象期間の法律上の上限を6ヶ月に短縮について賛成します。

発売後6ヶ月で全売上の90%以上をしめるのであれば、7年も取る必要はありません。

(117)音楽レコードの還流防止措置を時限的措置とすべきについて賛成します。

内外無差別の原則が適用され、安い洋楽の輸入盤が買えなくなつて高い国内盤しか買えなくなつたら、高い国内盤は買いません。そこまでCDにお金はかけられないでの、CDを買うのをあきらめるでしょう。そのようなことがおこっては困ります。国内盤の価格を下げる努力をするのであれば、責任の所在を明確にしたうえで、どのような手順でいくらまで価格を下げるのかはっきりと発表してくれないと、信用できません。

(118)国外領布目的商業用レコードの発行された後に同一の国内領布目的商業用レコードが発行されることになった場合において、国内領布目的商業用レコードの発行前に輸入され、又は領布目的で所持されているものについては侵害とみなさない。について賛成します。

(119)他の著作物等についての還流防止措置創設には慎重であるべき。について賛成します。

消費者は選ぶ自由があるはずです。日本のものが高くて売れないのなら、安くするか、高くても買ってもらえるような努力をするべきです。製造業はそうやって健全に成長していると思います。

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

(1) 氏名 [REDACTED]  
(2) 住所 [REDACTED]

職業 [REDACTED]

(3) 意見

「著作権法改正要望事項について【6. 関連】」(115)(116)(117)(118)(119)  
について意見させて頂きます。

2004年6月3日に残念ながら、「音楽レコードの遅流防止措置」を含む「著作権法一部を改正する法律案」が衆議院文部科学委員会での法案審議でも明らかになつたように、法案の根拠と成っているデータや検討過程、  
全く裏付けの無い楽観論などおびただしい問題点が指摘されたのにも関わらず、来年  
1月1日から施行される  
ようなのですが、

いまだもって、著作権法（昭和45年法律第48号）第113条新第5項で規定されている  
「政令で定める期間」を「4年間」とした著作権法施行令原案  
(以下「原案」と称する。)に反対します。  
+++++

【理由】

1 「原案」は、国民・消費者が納得できるような論拠が示されておりません。  
2 公正取引委員会は「総合的に勘案して、競争政策上の懸念が完全に払拭されたということではない」と国会でも明言し、  
「遅流防止措置を講ずることができる期間を七年を超えない範囲で政令で定め  
且つ、『遅流防止措置を講ずること』ができる期間を七年を超えない範囲で政令で定め  
る期間とするという期間を限定していること」が制度自体の導入を認める前提である  
と表明しています。

遅流防止措置がもし国会における政府説明通りアジア進出をする邦楽についてレコード  
下会社の利益を保護することであるとすれば、洋楽のロングセラーを考慮に入れる必  
要はない。邦楽・洋楽とも同じ期間を輸入禁止とするのであるから、不平等だとも言  
えないのではないかでしょうか。

3 他国の制度と比較した場合、同じような輸入権が創設されている香港では18カ  
月であり、48箇月という原案は国際的にも長い期間であり、国際比較をした場合で  
も到底合理的な規制期間とは言えません。

4 すでに、レコード業界は再販売価格維持制度により、他業種に較べてより多くの  
独占的権益を得ております。  
再販売価格維持制度も著作権法によるレコード遅流防止措置も独占禁止法上の適用除  
外としての保護政策であり、重複規制であるから、再販売価格維持制度の維持以上の  
販売権益の確保は不合理であります。  
不合理な規制により関係者の利益を損なうことの無いよう、規制期間は最小限度に留  
めるべきであると考えます。

尚、再販売価格維持制度は著作権法によるレコード遅流防止措置とは規制性質が異  
なるとの政府の説明には理由がなく不当であると考えます。

5 本施行令原案の前提として、遅流によって著作者の利益が減っているとの説明も  
あったが、たとえば、保護される日本国内の価格が安い台湾盤の価格よりも3割高い  
と仮定しても、台湾の国内盤の方が日本国内よりも実演家印税が2倍高いため、台湾  
盤がたくさん売れた方が印税は高くなる場合もあると考えられます。

尚、「日本と物価水準に大きな差がない先進諸国からの輸入のように、国外における  
販売によって得られる利益が国内における販売によって、得られる利益と比べ著しい  
場合には、不当とは判断されない」との政府の判断は、「著しい差」の判  
断基準が国民が納得できる形で説明されておらず、国民の理解は得られていない不適  
当な判断であると考えます。

6 2003年のオリコン掲載チャートを基に、発売から10週間内の売上データを邦楽、  
洋楽各5タイトルについて週単位で比較すると、邦楽は発売から一ヶ月以内に年間出  
荷枚数の八割前後、二ヶ月以内に九割以上を消化するのにに対し、洋楽は邦楽に較べて  
消化率は散漫であることがわかります。 6-58

宛先: <chosaku@bunka.go.jp>  
cc:  
件名: 著作権法改正要望事項について

- ① 氏名 [REDACTED]  
職業 [REDACTED]  
② 住所 [REDACTED]  
電話 [REDACTED]  
③ コメント  
今回の法改正は著作権保護を名目に、当初の保護範囲も  
曖昧であり、メーカー側によつた内容ではないかと考へます。  
メーカー側の当然あるべき企業努力なくして、消費者の自由な  
選択、利益を削ることはあってはならないと思う。  
逆に消費者の利益を最優先に考へるものではなくてはならないはずです。  
業界全体の活性・繁栄も選択肢を削り守ることではなく、  
業界・企業の努力による消費者に魅力ある商品・価格を供出  
することではないかと考へます。  
以上

したがって、邦楽の還流盤のみを輸入禁止の対象にするのであれば2ヶ月以内が合理的な範囲であり、それ以上の期間を設定することは、建前上は否定している欧米からの洋楽タイトル輸入禁止を意図しているか否かに關らず、結果的に欧米からの洋楽タイトル輸入禁止と同等の効果を生じせしめ、国民の権利を不当に害することになるおそれがあります。

7 新著作権法のもとでは、レコード会社が輸入権を行使しているかどうかの判別は事実上困難であり、輸入権を行使したライセンサーあるいはライセンシーなりから裁判が起こされた場合、最大一億五千万円の罰金を伴う著作権法に触れて裁判に負けた場合のリスクがとても大きく、疑わしいCDは輸入しない事態が発生する可能性は高くなります。

8 日本のレコード業界を保護している再販制度において、多くの会社が「6ヶ月」の時限再販を実施しています。この事実は、仮にレコード会社が求める還流に一定の合理性があるにしても、還流規制を求めているレコード会社自身、相応の売上を見込むのに「6ヶ月」あれば充分としている証拠ではないでしょうか？

したがって、公正取引委員会の指導のもと、時限再販を進めているレコード業界に対し、それより長い「4年間」という利益保護の期間を与えるのは明かに不適当です。

9 政府は「六十五か国が還流防止措置を講じている」と説明していたが、実際に国会での議論で明らかになつたとおり6ヶ国にすぎず、EU・EEA諸国十八カ国を含めていることについて妥当性を疑う見解も出ています。実際に、還流防止措置を講じている先進国は、実際にはアメリカとカナダの2ヶ国のみであることが分かっています。

国民への説明が虚偽であったことが判明している以上、係る説明不充分を前提にした法律の施行は規制合理性に欠けており、その規制は最小限度に留める必要があるのでないでしょうか？

10 政府は当初、還流量は68万枚あると説明していたが、その調査は政府自身ではなく文化科学研究所の調査であり、しかもその調査を依頼した主体は還流防止によって利益を受ける日本レコード協会であったことが判明しています。この事実は、還流量68万枚との政府の説明に恣意が入っていると国民を疑わせるに十分です。

11 さらに、還流防止量68万枚の算定根拠は、在庫回転率3.5という数値を前提に算定していると説明していたが、当方が独自に音楽ソフト小売り店に確認したところ、在庫回転率は2.0を上回ることは通常はあり得ない、そんなに回転していたら苦労はないとの情報を得ていています。

河村文部大臣は国会で「河村国務大臣 調査をやり直す予定はございません」と極めて不誠実な態度で精査拒否を表明したため、「政府はレコード会社のことしか考えていない」と国民の怒りと反感を買っている。

これでは到底、国民・消費者・音楽愛好者の理解は得られず、文化の健全な発展はありません。国民・消費者・音楽愛好者の理解が得られない規制は不合理であるから、期間の限定よつて国民が納得のできるかたちで施行すべきです。

12 この法律の施行の際現に発行されているものについて、原案では平成17年1月1日となっているが、政令で定める期間を原案通り4年間とすると、過去に遡って適用されることになり、法が制定されていない段階で販売している事業者に不当な不利益を強いることになることは明白です。

以上。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp  
cc: [REDACTED]  
件名: 著作権法改正要望事項について【6. 開連】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中  
著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]  
所属: なし (個人としての意見です)  
住所: (記入の必要性を認めませんので省略いたします)  
電話: (記入の必要性を認めませんので省略いたします)  
※もしも連絡の必要性が生じた場合は、  
本メールの返信先へ御連絡ください。  
意見: 以下の通りです。

意見ここまで

【6. 侵害とみなす行為等】  
「侵害とみなす行為等」(112) (114)について  
(112)に反対、(114)に賛成である。

(112) 「著作権の侵害行為に間接的に関与する行為を、一定の場合に侵害とみなす」との要望には反対である。  
情報通信事業者を始めとして  
通信ソフトの作者・インターネット上の掲示板の管理人などは、利便性を追求すればするほど、利用者が著作権侵害をする可能性を消すことが出来なくなる。  
利用者が発信する情報を探検することは許されないし、また現実問題として利用者ひとりひとりが侵害行為を行なつていかないかを調査するのは不可能である。  
が侵害行為を行なつてサービス提供者に「侵害行為に間接的に関与する」ことを避けるよう強制する。それにも関わらずサービス提供者が著作権侵害の責を負うべきは侵害者本人であつてサービス提供者ではない（サービス提供者が著作権侵害を教唆しているのならともかく）。また、侵害者本を捜し出し対処するために著作権管理者事業者があるのであって、その捜し出す負担をサービス提供者に強制することは身勝手な行為と言える。  
よつて(112)の要望に反対する。

(114) 賛成である。  
要望書にも例示されているファイルローリング訴訟、Winny開発者の逮捕のように、本来  
保護されるべき中立的行為に対する妨害が多くなってきており、今後の情報流通を変える可能性の  
あった新しいサービスや技術を、その成果が出る前に潰してしまったのは「1丁立派」を掲げる日本の将来に対し大きな損失だったと考える。  
今後もこのような状況が続けば、新しい技術開発が阻害されることとは間違いない。日本における  
技術研究を護るためにも、そしてそれを元に新たなサービスを探索する事業者を護るためにも、中立的行為の保護は絶対に確立しなければならない。  
よつて(114)に賛成する。

意見ここまで